

第 32 回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成 25 年 11 月 28 日（木）14:03～15:36

会 場：中央合同庁舎第 4 号館 1 1 階共用第 1 特別会議室

出席者：石原委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、谷口委員、根本委員、石田専門委員、
江口専門委員、酒井専門委員、佐野専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、橋
本専門委員、廻専門委員、山根専門委員

内閣府：甘利大臣、梅溪内閣府審議官、西川政策統括官、持永審議官、井上参事官、國松
企画官、山田企画官、真弓参事官補佐

P F I 推進機構：半田専務取締役

議事概要：

○委員互選により、石原委員が委員長に選出された。

○石原委員長挨拶

- ・真に必要な社会資本の整備・維持・更新と財政健全化を両立させるためには P F I の推進が必要不可欠。
- ・アクションプランの着実な実施に向けて、委員会における検証等を通じて、的確にフォローアップすることが必要。

○甘利大臣挨拶

- ・財政健全化、社会保障の持続のためには大胆な成長戦略が必要。
- ・インフラが一斉に耐用年数を迎える中で、民間の力を新たな発想に向け、社会インフラを整備・充実させていかなければならない。
- ・P F I のさらなる推進に向けて、ガイドラインの見直しなどについてご議論いただきたい。

○石原委員長が、委員長代理として宮本委員を指名。

1. ガイドラインの検証・見直しについて

○委員長の指示で、総合部会・WG 構成員の資料を追加配布。

事務局から資料 1-1、1-2、1-3 に基づいて説明。

主要な意見は下記のとおり。

<スケジュールについて>

（宮本委員長代理）WG では運営権や独立採算型 P F I を中心に議論する必要があるが、従来のサービス購入型についても、真の意味でサービス購入となるように、これまで出てきた論点も含めて議論できればと考える。

（D 委員）P F I の推進について期が熟している今、スピーディーに作業していくことが大切である。所属の WG 以外にも参加できるよう、日程調整をお願いしたい。

（Q 専門委員）来年度中に始まる国管理空港の公募手続とオーバーラップする程度のスケジュール感で成果物を出していくことが望ましい。

（J 専門委員）具体の案件のスピード感に合わせる事が重要。一方、論点が多岐にわたるため、早急に方向性を示すべきものは一定程度の中間報告をし、その後、ガイドラインへの反映や他の論点については夏くらいまでに議論する、といった 2 段階方式を検討してはどうか。

<論点について>

- (Q専門委員) 各委員の方々に幅広くWGの論点を出してもらい、それを踏まえて議論をしてほしい。
- (U専門委員) アクションプランでPFIの領域を増やそうとしている中で、発注者と受注者が事業をきちんと進めていく基本的な建付けとなる契約書を事業類型ごとに準備することが重要。WGの中で契約書のことを取り上げていただきたい。
- (宮本委員長代理) 契約に関するガイドラインに反映させていくやり方や先に取りまとめた標準契約書のようなものを新しく作るといったやり方が考えられるが、いずれにせよ、ある程度の実例がないと作業が難しい。
- (K専門委員) 運営権に関しては、仙台空港の実施契約書案などを参考に議論すれば効率的だと考える。
- (U専門委員) 実務上は標準契約は非常に有用なので、事業類型別にいくつか準備してほしい。

<VFM・リスク分担WG>

- (P専門委員) 収益施設の併設・活用のためには、リスクを一定程度公共が許容することが必要であるが、民間の工夫を阻害しないようなスキームも考える必要がある。
- (A委員) VFMのところは、PFIを採用するかどうが一番入口の大事なところであり、事例や様式等、より分かりやすいものを提供していきたい。
- (V専門委員) 今までの事例でどんな課題が出てきたのかを資料としていただき、リスク分担を考えるべき。
- (W専門委員) PFI事業における民間のリスクが増す方向になると考えられるので、余りにも過大なリスクを負って事業が破たんしないよう、リスクを整理し、特に天災等の不可抗力リスクについて議論していく必要がある。

<モニタリング・事業促進WG>

- (R専門委員) 要求水準、モニタリング、支払方法のスキームが一体となって機能するのがPFIであるが、PFI以外の手法ではこれらのスキームが一般化していない。特に要求水準については、建築事務所以外のアドバイザーがいない。
- (P専門委員) 事業促進については、地方公共団体だけではなく、国におけるPFI事業についても率先して促進すべきである。
- (C委員) 様々な事業がある中で、PFI手法が地方公共団体の選択肢として一般的な制度になるように議論していくべき。
- (J専門委員) 土地や建物といった資産の有効活用と必要な施設整備に関する具体的なニーズを満たす解決策は、必ずしもPFI手法に限られるわけではない。ガイドラインの中ではPFIだけでなく、PPPについても幅広く検討してほしい。
→(事務局) あくまでPFIに関するガイドラインであるため、記載としてはPFIの民間提案を促進する基盤整備等を盛り込み、結果として、PPP全般に資するという方向になればと考えている。

- (J専門委員) 地方公共団体へのアンケート調査では、運営権に対する関心が高まっていない実態が伺えた。普及も重要であるが、起債の調達コストの安さ等の面でPFIを採用しない地方公共団体も多く、地方公共団体が事業を行いやすいような制度づくりを内閣府において引き続いて整理してほしい。

(○専門委員) 地方公共団体は、財政負担や政治リスクも含めたりスク分担、地元企業の関与度合い等の観点からPFIも含む全ての手法を検討した上でPFIを選択していないのが実情であり、情報提供も大切だが、なぜ普及しないかということについてWGでは議論していただきたい。

<手続き簡易化WG>

(R専門委員) PFI事業においては契約の締結前のプロセスに焦点をあてがちだが、契約締結後にも大量の資料作成が発生するのが実情である。WGの際には、PFI事業を行う際の全体の資料のボリュームを圧縮して労力を低減する努力をしてほしい。

2. アクションプランのフォローアップについて

○ 事務局から資料2-1、2-2に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

(D委員) フォローアップそれ自体がPPP/PFIの推進につながるものなので、WGでもフォローアップの方法等について議論すべき。アクションプランの進捗状況をどのように計測するのかを議論する過程で、取組の遅れている分野が浮かび上がるような仕組み作りが必要。また、アクションプランに掲載されている部分のみではなく、PPP/PFI推進のためには制度の根本から議論すべき。

(Q専門委員) フォローアップでは単に取組の進捗管理を行うだけではなく、アクションプランの実効性を高めるための具体的な取組についても検討する必要がある。

(K専門委員) アクションプランを達成するためには10年間の長期スパンだけでなく、1年のスパンで取組を推進していくことが重要である。

3. 報告事項 (PFI推進機構の設立、PFI手法を活用した案件の支援)

○ 事務局から報告資料1、2に基づいて説明。

PFI推進機構の半田専務取締役から、機構の発足に係る挨拶。

以上

(速報のため事後修正の可能性あります)

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-1810